

議案第1号

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(成田市個人情報保護条例の廃止)

第1条 成田市個人情報保護条例(平成17年条例第53号)は、廃止する。

(成田市情報公開条例の一部改正)

第2条 成田市情報公開条例(平成17年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号を削り、同条第2号ウ中「氏名並びに」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

第9条中「(第7条第1号に該当する情報を除く。)」を削る。

第15条第2項第1号中「第7条第2号イ又は同条第3号ただし書」を「第7条第1号イ又は同条第2号ただし書」に改める。

第18条を次のように改める。

(手数料等)

第18条 開示請求に係る公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の交付を受けるものは、別表に定める手数料を納付しなければならない。

3 前項の手数料は、第16条の規定による開示の実施の際に納付しなければならない。

4 手数料の納付後において、請求事項を変更し、又は取り消しても、既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 第2項の文書又は図画の写しその他の物品の送付を求めるものは、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

第18条の次に次の1条を加える。

(減免)

第18条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表

公文書の種類	開示の実施の方法	金額
文書、図画及	写し(電磁的記録を用紙に	1枚につき 10円

び電磁的記録	出力したものを含む。以下同じ。) (単色刷り) の交付	
	写し (多色刷り) の交付	1枚につき 20円
電磁的記録	電磁的記録媒体 (電子的方式, 磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。) に複写したものの交付	電磁的記録媒体に複写したものの交付に係る実費相当額を限度として規則で定める額

備考

- 1 公文書の写しを交付する場合は, 日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし, これを超える規格の用紙を用いた場合の公文書の写しの枚数は, 日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 公文書の写しを交付する場合において, 用紙の両面に印刷又は出力をするときは, 片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において, 実施機関が適当と認める電磁的記録媒体を開示請求者が持参したときは, 無料とする。

(成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例 (平成17年条例第54号) の一部を次のように改正する。

第1条中「成田市個人情報保護条例 (平成17年条例第53号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) その他法令」に改める。

第2条第1号中「議会」の次に「(次条第1項第2号及び第3号に定める事務についてこの条例を適用する場合には, 議会を除く。)」を加え, 同条第2号中「個人情報保護条例第44条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め, 同条第4号中「個人情報保護条例第21条第1項」を「個人情報保護法第78条第1項第4号」に, 「個人情報保護条例第33条第1項」を「個人情報保護法第94条第1項本文」に, 「個人情報保護条例第41条第1項」を「個人情報保護法第102条第1項本文」に, 「個人情報保護条例第2条第5号」を「個人

情報保護法第60条第1項本文」に改める。

第3条第1項第1号中「又は個人情報保護条例第44条第1項」を削り、同項中第3号を第4号とし、同項第2号中「個人情報保護条例第7条第2項第9号若しくは同条第3項第2号、第9条第1項第7号又は第11条第2項の規定により」を「個人情報保護法第129条に規定する合議制の機関として、成田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第6条の規定による諮問に応じ、」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する機関として、同項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、答申すること。

第8条第4項中「意見書」を「その主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「意見書」を「主張書面」に改める。

第11条第1項中「意見書」を「主張書面」に改め、同条第2項中「費用負担については、情報公開条例及び個人情報保護条例の例」を「手数料は、情報公開条例による審査請求に係る事件にあっては成田市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第2号）の例により、個人情報保護法による審査請求に係る事件にあっては成田市行政不服審査法施行条例に定めるところ」に改め、同条第3項中「意見書」を「主張書面」に改める。

（成田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第4条 成田市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第4項（ ）の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び」を加える。

第3条第1項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項」を加える。

第4条第1項中「規定する場合」の次に「及び個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により法第38条第5項の規定を読み替えて適用する場合」を加え、同条第2項中「審査会」の次に「（別に定める同条に規定する機関を含む。）」を加える。

第5条中「は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

（成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第5条 成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条中「成田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）第12条及び第13条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（成田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 次に掲げる者に係る第1条の規定による廃止前の成田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行わせることを含む。）を受けた業務に従事していた者
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第3項において準用する第14条第2項又は第37条第1項若しくは第2項において準用する第14条第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る同号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第2項第2号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報

をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、本市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

7 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、附則第4項又は第5項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 第1条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（成田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

9 第2条の規定による改正後の成田市情報公開条例の規定は、施行日以後に成田市情報公開条例第6条第1項の規定により提出される同項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）について適用し、施行日前に同項の規定により提出された開示請求については、なお従前の例による。

（成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

10 施行日前にされた成田市情報公開条例第20条第1項又は旧条例第44条第1項の規定による諮問に係る成田市情報公開及び個人情報保護審査会の調査審議の手続については、なお従前の例による。

議案第2号

成田市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて

成田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(手数料)

第3条 開示請求に係る保有個人情報の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をして文書又は図面の写しその他の物品の交付を受けるものは、別表に定める手数料を納付しなければならない。

(納付等)

第4条 手数料は、法第87条第1項の規定による開示の実施の際に納付しなければならない。

2 手数料の納付後において、請求事項を変更し、又は取り消しても、既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(審査会への諮問)

第6条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、成田市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表

保有個人情報の種類	開示の実施の方法	金額
文書、図画及び電磁的記録	写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）（単色刷り）の交付	1枚につき 10円
	写し（多色刷り）の交付	1枚につき 20円
電磁的記録	電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付	電磁的記録媒体に複写したものの交付に係る実費相当額を限度として規則で定める額

備考

- 1 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷又は出力をするときは、片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において、市の機関が適当と認める電磁的記録媒体を開示請求者が持参したときは、無料とする。



議案第3号

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 13 教育委員会の項執行機関の欄中「13」を「14」に改め、同表 12 市長の項執行機関の欄中「12」を「13」に改め、同表 11 市長の項執行機関の欄中「11」を「12」に改め、同表 10 市長の項執行機関の欄中「10」を「11」に改め、同表 9 市長の項執行機関の欄中「9」を「10」に改め、同項事務の欄中「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に、「疾病児童日常生活用具給付事務」を「疾病児童等日常生活用具給付事務」に改め、同表 8 市長の項執行機関の欄中「8」を「9」に改め、同表 7 市長の項執行機関の欄中「7」を「8」に改め、同表 6 市長の項執行機関の欄中「6」を「7」に改め、同表 5 市長の項執行機関の欄中「5」を「6」に改め、同表 4 市長の項執行機関の欄中「4」を「5」に改め、同表 3 市長の項執行機関の欄中「3」を「4」に改め、同表 2 市長の項執行機関の欄中「2」を「3」に改め、同表 1 市長の項の次に次のように加える。

2 市長	高校生等の医療費等を負担する保護者に対し、当該費用の全部又は一部を助成する事務（以下「高校生等医療費助成事務」という。）であつて規則で定めるもの
------	--

別表第2 5 市長の項事務の欄中「支給」の次に「被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同項特定個人情報の欄中「公営住宅管理関係情報」という。）の次に「健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報」を、「子ども医療費助成関係情報」という。）の次に「高校生等医療費助成事務に関する情報（以下「高校生等医療費助成関係情報」という。）」を加え、「疾病児童日常生活用具給付事務」を「疾病児童等日常生活用具給付事務」に、「疾病児童日常生活用具給付関係情報」を「疾病児童等日常生活用具給付関係情報」に改め、同表 8 市長の項特定個人情報の欄中「子ども医療費助成関係情報」の次に「高校生等医療費助成関係情報」を加え、同表 12 市長の項特定個人情報の欄中「介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報」の次に「母子家庭等医療費助成関係情報」を

加え、同表 13 市長の項特定個人情報欄中「子ども医療費助成関係情報」の次に「、高校生等医療費助成関係情報」を加え、「疾病児童日常生活用具給付関係情報」を「疾病児童等日常生活用具給付関係情報」に改め、同表 15 市長の項事務欄中「(平成14年法律第103号)」を削り、同表 28 市長の項執行機関欄中「28」を「29」に改め、同項特定個人情報の欄中「公営住宅管理関係情報」の次に「、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」を、「子ども医療費助成関係情報」の次に「、高校生等医療費助成関係情報」を加え、「疾病児童日常生活用具給付関係情報」を「疾病児童等日常生活用具給付関係情報」に改め、同表 27 市長の項執行機関欄中「27」を「28」に改め、同表 26 市長の項執行機関欄中「26」を「27」に改め、同表 25 市長の項執行機関欄中「25」を「26」に改め、同項事務欄中「疾病児童日常生活用具給付事務」を「疾病児童等日常生活用具給付事務」に改め、同表 24 市長の項執行機関欄中「24」を「25」に改め、同表 23 市長の項執行機関欄中「23」を「24」に改め、同表 22 市長の項執行機関欄中「22」を「23」に改め、同表 21 市長の項執行機関欄中「21」を「22」に改め、同表 20 市長の項執行機関欄中「20」を「21」に改め、同表 19 市長の項執行機関欄中「19」を「20」に改め、同表 18 市長の項執行機関欄中「18」を「19」に改め、同項特定個人情報の欄中「子ども医療費助成関係情報」の次に「、高校生等医療費助成関係情報」を加え、同表 17 市長の項の次に次のように加える。

18 市長	高校生等医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、母子家庭等医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	-------------------------	---

別表第3 1 市長の項事務欄中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。



議案第4号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 成田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「業務」の次に「(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)」を加える。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条中「業務」の次に「(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 成田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第4条第1項中「第8条までにおいて」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「業務」の次に「(当該業務に係る地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)」を加える。

(成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「降任」の次に「(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給の事由及び手続)

4 法第27条第2項に規定する降給に係る条例で定める事由は、当分の間、一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)附則第23項の規定による職員の給料月額の変動とする。

5 任命権者は、前項に規定する降給をする場合には、その旨を記載した書面の交付を行わない。この場合において、同項に規定する降給をする職員に、一般職職員の給与に関する条例附則第23項の規定により給料月額が変動することとなった旨の通知を行うものとする。

(成田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第5条 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条・第14条)

第5章 雑則(第15条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第

28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）第19条

の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（国保大栄診療所の所長の職を除く。）

(2) 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（次条及び第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達

した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内

で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前各項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長する場合又は同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

- 第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、延長された当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間

勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 前項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第 号)第5条の規定による改正前の成田市職員の定年等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条ただし書に規定する職員には適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び改正前の条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)に

あつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「成田市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第13条又は第14条第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（成田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年条例第19号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「成田市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表中第6条の2第1項の項を削る。

第18条の表中欄中「第9条の2」を「第5条第3項から第9項まで、第9条の2」に、「再任用職員及び成田市任期付職員の採用に関する条例（平成21年条例第5号）第4条の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）

8 育児短時間勤務職員等についての給与条例附則第23項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第4項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額）

第6条の2 成田市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号。以下「定年条例」という。）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 成田市任期付職員の採用に関する条例（平成21年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、第3条及び第5条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第2項及び第11条の2中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」に改める。

第15条第1項、第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項中「第9条の2」を「第5条第3項から第9項まで、第9条の2」に、「再任用職員及び成田市任期付職員の採用に関する条例（平成21年条例第5号）第4条の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

第28条第2項中「その者」を「当該会計年度任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（60歳に達した職員の給与に関する特例）

23 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第25項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）第5条の規定による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する

異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）

を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

25 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第27項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

27 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第23項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第25項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第25項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第23項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第23項から前項までに定めるもののほか、附則第23項の規定による給料月額、附則第25項の規定による給料その他附則第23項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表中再任用職員の項を次のように改める。

定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
-----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----

再任用 短時間 勤務職 員	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	166,000	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	441,000

別表第2職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表中再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

(成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の2第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第13条又は第14条第1項」に改める。

(成田市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 成田市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第37項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第5条の規定による改正前の成田市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第5条の規定による改正後の成田市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えな

い範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。
- 5 第9条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第23項から第29項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 6 令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員に対する第1条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「新公益的法人派遣条例」という。）第2条第2項及び第11条、第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新外国派遣条例」という。）第2条第2項並びに第8条の規定による改正後の成田市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育休条例」という。）第2条及び第9条の規定の適用については、新公益的法人派遣条例第2条第2項第4号、新外国派遣条例第2条第2項第4号並びに新育休条例第2条第2号及び第9条第2号中「されている職員」とあるのは「されている職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第号）附則第2項の規定により勤務している職員」と、新公益的法人派遣条例第11条中「第2条第2項各号」とあるのは「地方公務員法の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第6項の規定により読み替えて適用する第2条第2項各号」とする。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

7 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第12項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの。

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項又は附則第12項、第13項、第15項、第16項、第18項若しくは第19項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した

者

- (4) 施行日以後に新定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 9 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 10 前項の規定による暫定再任用職員（附則第7項、第8項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項又は第19項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 11 任命権者は、附則第9項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 12 任命権者は、附則第7項の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合（次項並びに附則第18項及び第19項において「組合」という。）における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 13 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第8項の規定によるほか、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 14 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。
- 15 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、

附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。附則第18項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第19項及び第36項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。

18 任命権者は、附則第15項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

19 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第16項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間に

ある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

20 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。

21 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第23項及び第26項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される一般職職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

22 成田市職員の育児休業等に関する条例第16条に規定する育児短時間勤務等をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

23 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

24 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項及び第21条第2項の規定を適用する。

25 新給与条例第20条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）附則第10項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」

とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項、第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号の規定を適用する。

27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の2第1項の規定を適用する。

28 暫定再任用職員に対する新公益的法人派遣条例第2条第2項及び第11条並びに新外国派遣条例第2条第2項の規定の適用については、新公益的法人派遣条例第2条第2項第1号及び新外国派遣条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）附則第21項に規定する暫定再任用職員を除く。）」と、新公益的法人派遣条例第11条中「第2条第2項各号」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第28項の規定により読み替えて適用する第2条第2項各号」とする。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

29 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

30 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

31 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

32 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る

年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

33 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第7項から第20項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項、次項及び附則第35項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

34 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

35 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第33項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

36 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

37 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(委任)

38 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第5号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
について

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第
19号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「学校評議員」を「学校運営協議会委員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

行政職給料表		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職員の区分	職務の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	136,200	150,100	175,300	226,100	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	137,100	151,200	177,800	227,800	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	138,100	152,400	180,300	229,400	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	139,000	153,500	182,800	230,900	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	140,000	154,600	185,200	234,400	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	141,000	155,700	186,900	236,000	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	142,000	156,800	188,500	237,500	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	143,000	157,900	190,200	239,000	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	143,800	158,900	191,700	240,300	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	144,800	160,300	193,400	241,900	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	145,800	161,600	195,200	243,400	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	146,900	162,900	196,900	244,900	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	147,700	164,100	198,500	246,000	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	148,700	165,600	200,300	247,500	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	149,800	167,100	202,100	249,000	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	150,800	168,700	203,900	250,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	151,900	169,800	205,400	251,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	153,300	171,200	207,200	253,000	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	154,500	172,600	209,000	254,300	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	155,700	174,000	210,800	255,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	156,800	175,300	212,400	256,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	158,000	177,800	214,200	258,200	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	159,200	180,300	216,000	259,600	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	160,400	182,800	217,800	261,100	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	161,500	185,200	219,200	262,700	310,300	338,600	367,700	416,100	454,400
	26	163,000	186,900	221,000	264,400	312,400	340,500	369,600	417,600	461,500
	27	164,500	188,500	222,700	266,000	314,400	342,400	371,600	419,100	464,500
	28	166,000	190,200	224,500	267,600	316,400	344,300	373,600	420,700	467,500
	29	167,400	191,700	226,100	269,400	318,100	345,900	375,100	422,300	470,500
	30	168,800	193,400	227,800	271,200	320,100	347,800	376,900	423,600	473,500
	31	170,300	195,200	229,400	272,900	322,200	349,700	378,700	424,900	476,500
	32	171,800	196,900	230,900	274,600	324,300	351,500	380,300	426,100	479,600
	33	173,100	198,500	232,200	276,200	325,500	353,400	382,100	427,300	482,300
	34	174,800	199,900	233,800	277,900	327,500	355,200	383,500	428,600	485,400
	35	176,500	201,400	235,400	279,700	329,400	357,000	385,000	429,900	488,400
	36	178,200	202,900	236,900	281,200	331,500	358,700	386,600	431,100	491,500
	37	179,900	204,200	237,900	282,400	333,400	360,100	388,000	432,300	494,200
	38	181,300	205,500	239,400	284,100	335,300	361,400	389,200	433,100	496,500
	39	183,000	206,700	240,700	285,700	337,300	362,800	390,400	433,900	498,800
	40	184,500	208,000	241,900	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	501,100
	41	185,800	209,300	243,100	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	503,200
	42	187,200	210,600	244,100	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	504,600
	43	188,500	211,900	245,100	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	506,100
	44	189,900	213,200	246,100	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	507,500
	45	191,400	214,300	247,200	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	508,700
	46	192,700	215,600	248,100	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	510,100
	47	194,100	216,900	249,000	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	511,600
	48	195,500	218,200	250,000	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	513,100
	49	196,800	219,200	250,900	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	514,200
	50	197,900	220,300	252,200	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000	515,300

51	199,000	221,300	253,400	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400	516,500
52	200,200	222,300	254,700	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800	517,700
53	201,300	223,300	256,000	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200	518,700
54	202,400	224,200	257,400	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600	519,600
55	203,300	225,100	258,600	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000	520,500
56	204,400	226,000	259,800	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300	521,400
57	205,500	226,300	260,900	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600	522,200
58	206,400	227,100	262,100	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000	523,100
59	207,400	227,800	263,400	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300	523,800
60	208,400	228,500	264,500	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600	524,300
61	209,500	229,200	265,600	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900	525,000
62	210,400	230,000	266,600	321,700	365,200	381,700	404,100		525,600
63	211,300	230,700	267,800	322,900	365,900	382,300	404,400		526,400
64	212,200	231,300	268,900	324,100	366,600	382,900	404,700		527,000
65	212,800	231,900	269,900	324,800	366,900	383,300	405,000		527,500
66	213,600	232,500	270,900	325,700	367,600	383,900	405,300		
67	214,300	233,100	272,000	326,500	368,300	384,500	405,600		
68	215,000	233,800	273,100	327,300	369,000	385,100	405,900		
69	215,400	234,500	274,000	328,200	369,300	385,500	406,100		
70	215,800	235,100	275,000	328,600	369,900	386,000	406,400		
71	216,100	235,600	275,900	329,300	370,600	386,500	406,700		
72	216,400	236,300	277,000	330,100	371,200	387,100	407,000		
73	216,600	237,000	278,100	330,900	371,500	387,400	407,200		
74	217,000	237,600	279,100	331,600	372,100	387,800	407,500		
75	217,400	238,200	280,000	332,300	372,800	388,200	407,800		
76	218,000	238,700	281,000	333,000	373,400	388,600	408,000		
77	218,200	239,300	281,500	333,500	373,800	388,900	408,200		
78	218,700	240,000	282,400	334,100	374,300	389,200	408,500		
79	219,100	240,700	283,100	334,600	374,900	389,500	408,800		
80	219,500	241,200	284,000	335,200	375,400	389,800	409,000		
81	220,000	241,700	285,000	335,500	375,900	390,000	409,200		
82	220,300	242,300	285,800	336,000	376,500	390,300	409,500		
83	220,600	242,900	286,600	336,400	377,000	390,600	409,800		
84	221,000	243,400	287,400	336,900	377,300	390,800	410,000		
85	221,500	243,900	288,200	337,300	377,700	391,000	410,200		
86	221,900	244,500	288,700	337,800	378,200	391,300			
87	222,300	245,100	289,100	338,300	378,600	391,600			
88	223,000	245,600	289,600	338,800	379,000	391,800			
89	223,400	246,100	289,800	339,100	379,400	392,000			
90	223,900	246,600	290,100	339,500	379,900	392,300			
91	224,400	246,900	290,300	340,000	380,300	392,600			
92	224,800	247,300	290,700	340,400	380,700	392,800			
93	225,100	247,600	290,900	340,700	381,000	393,000			
94	225,500		291,100	341,100					
95	225,900		291,500	341,600					
96	226,200		291,800	342,000					
97	226,500		292,100	342,200					
98	226,900		292,400	342,600					
99	227,300		292,700	343,100					
100	227,700		293,100	343,500					
101	228,100		293,400	343,700					
102	228,500		293,800	344,100					
103	228,900		294,100	344,500					
104	229,300		294,500	344,800					
105	229,700		294,700	345,100					
106	230,200		294,900	345,500					
107	230,500		295,200	345,900					
108	230,900		295,600	346,300					
109	231,100		295,800	346,800					
110	231,500		296,100	347,200					
111	232,000		296,500	347,600					
112	232,400		296,900	348,000					
113	232,600		297,100	348,500					
114	233,100		297,400	348,900					
115	233,600		297,800	349,200					
116	234,100		298,100	349,500					
117	234,400		298,300	350,000					
118	234,800		298,600						
119	235,200		299,000						
120	235,600		299,300						

	121	236,000		299,500						
	122			299,900						
	123			300,300						
	124			300,600						
	125			300,800						
	126			301,000						
	127			301,300						
	128			301,700						
	129			301,900						
	130			302,100						
	131			302,400						
	132			302,700						
	133			303,100						
	134			303,300						
	135			303,600						
	136			303,900						
	137			304,200						
再任用職員		166,000	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	441,000

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000	

35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	572,500
67		470,400	522,100	573,400
68		471,000	523,000	574,300
69		471,300	523,900	575,200
70		472,000	524,700	576,100
71		472,700	525,600	577,000
72		473,400	526,500	577,900
73		473,800	527,300	578,800
74		474,400	528,200	579,700
75		475,100	529,100	580,600
76		475,800	529,800	581,500
77		476,200	530,600	582,400
78		476,800	531,500	583,300
79		477,400	532,400	584,200
80		477,900	533,300	585,100
81		478,500	534,100	586,000
82		479,000	535,000	586,900
83		479,500	535,900	587,800
84		480,000	536,800	588,700
85		480,400	537,600	589,600
86		481,000	538,500	590,500
87		481,400	539,400	591,400
88		481,900	540,300	592,300
89		482,400	541,100	593,200

90		483,000		594,100	
91		483,600		595,000	
92		484,000		595,900	
93		484,500		596,800	
94		485,100		597,700	
95		485,700		598,600	
96		486,300		599,500	
97		486,800		600,400	
98				601,300	
99				602,200	
100				603,100	
101				604,000	
102				604,900	
103				605,800	
104				606,700	
105				607,600	
106				608,500	
107				609,400	
108				610,300	
109				611,200	
110				612,100	
111				613,000	
112				613,900	
113				614,800	
114				615,700	
115				616,600	
116				617,500	
117				618,400	
118				619,300	
119				620,200	
120				621,100	
121				622,000	
122				622,900	
123				623,800	
124				624,700	
125				625,600	
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日（以

下「適用日」という。)から、改正後の条例第20条の4第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第7号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するに
ついて

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第8号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第9号

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
正するについて

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「放課後等デイサービス」の次に「、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

成田市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第29号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表 2. 買物駐車場中

3時間までの1時間まで ごとに
3時間を超えた後の30分 までごとに

を

2時間までの1時間まで ごとに
2時間を超えた後の30分 までごとに

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

成田市立玉造小学校長寿命化改修工事（建築工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

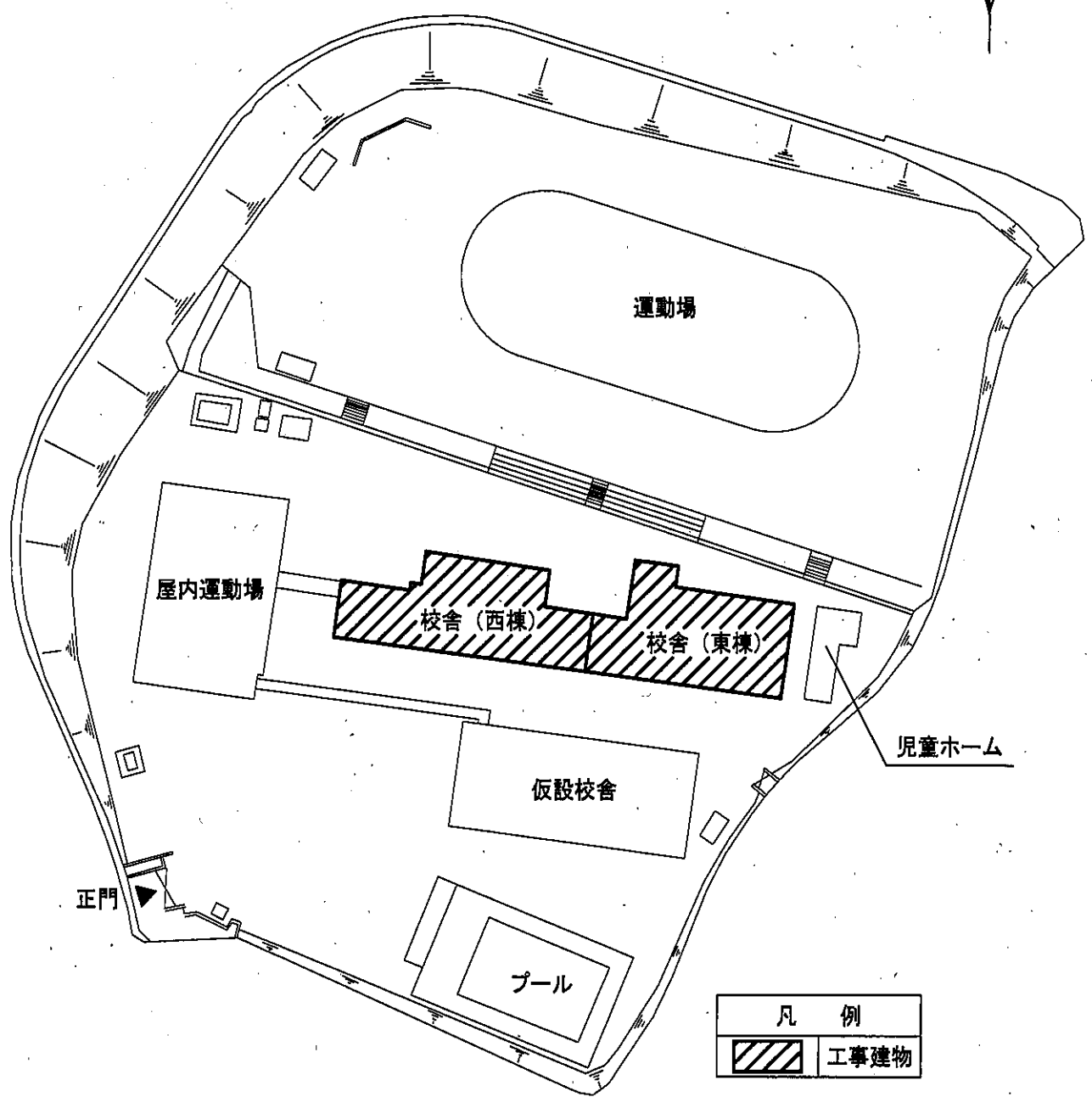
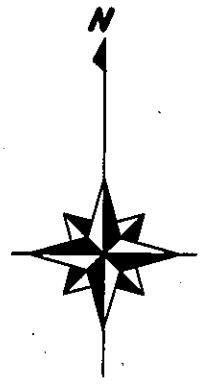
記

- 1 契約の目的 成田市立玉造小学校長寿命化改修工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 614,790,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地63
株式会社大松建設
代表取締役 吉 川 洋 己

位置図



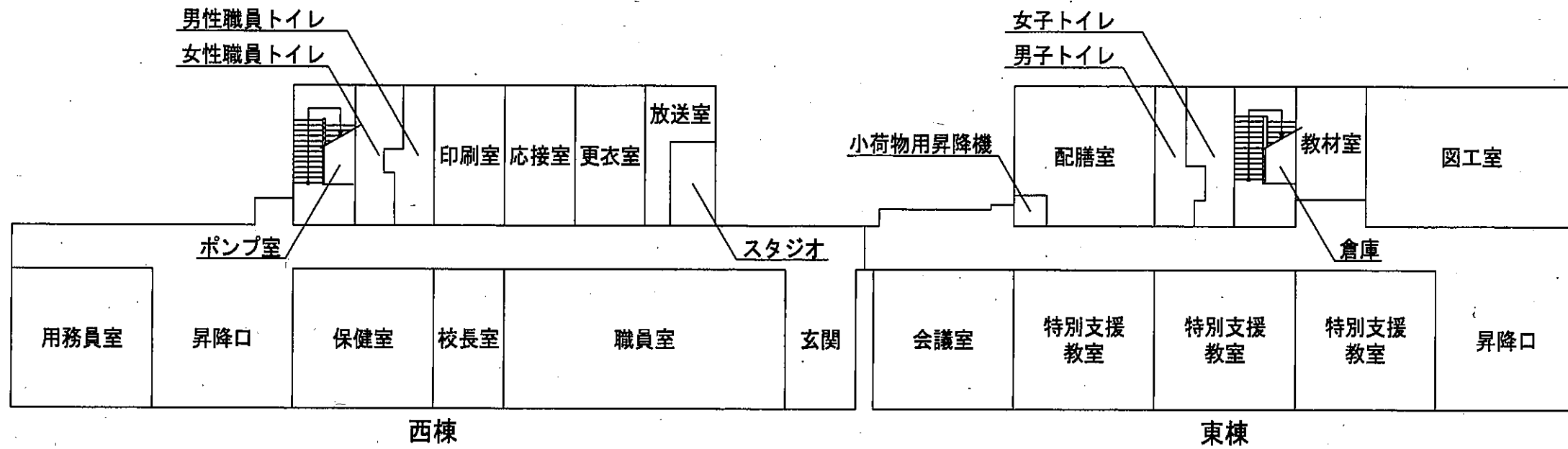
配置図



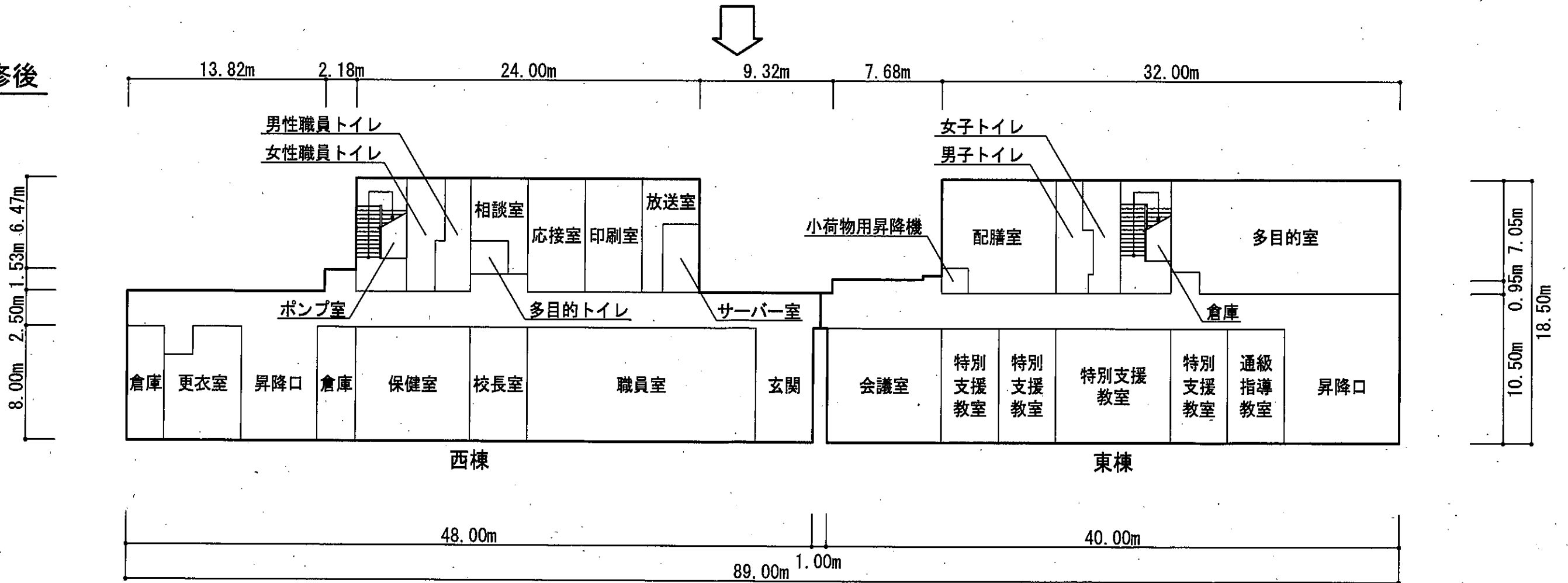


平面図(1階)

改修前



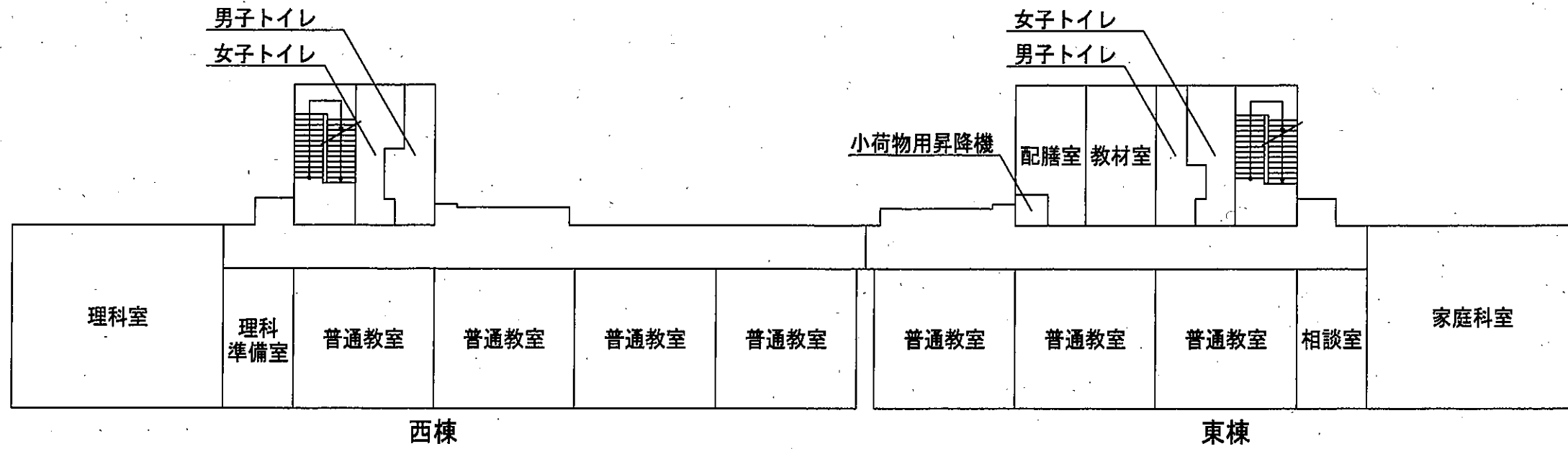
改修後



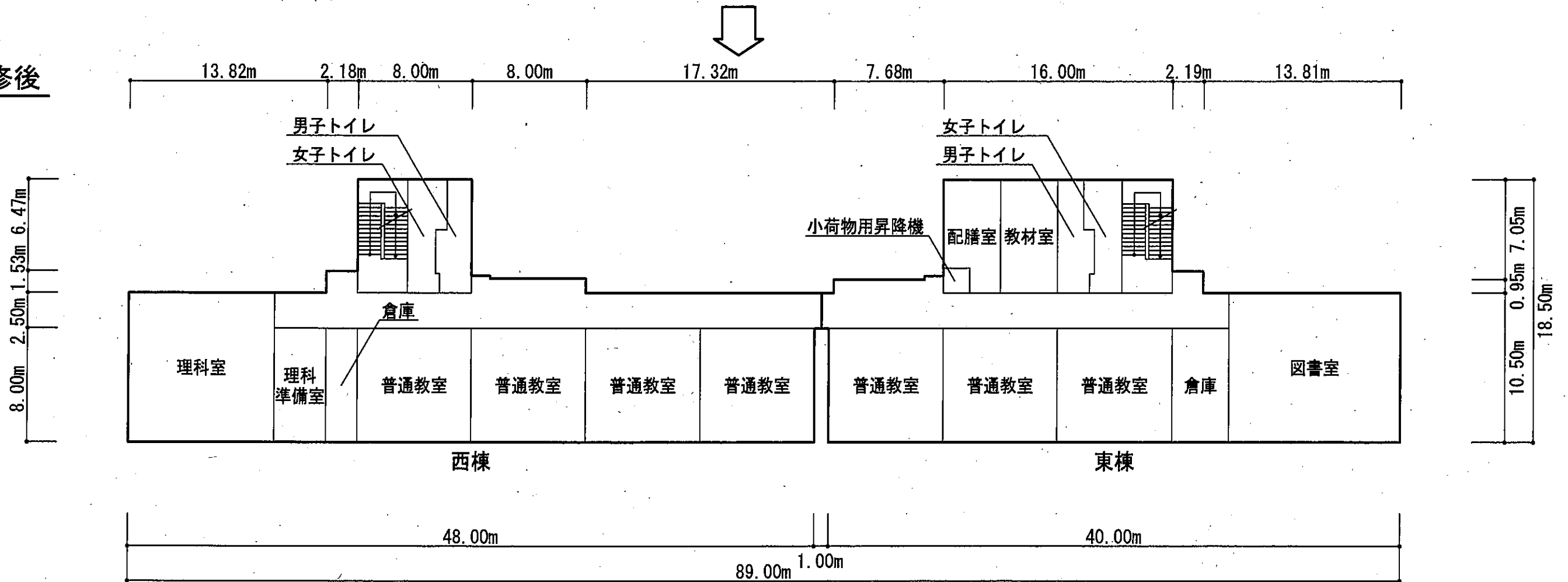
1階床面積 : 1,420.77㎡
 延べ床面積 : 3,805.00㎡

平面図(2階)

改修前



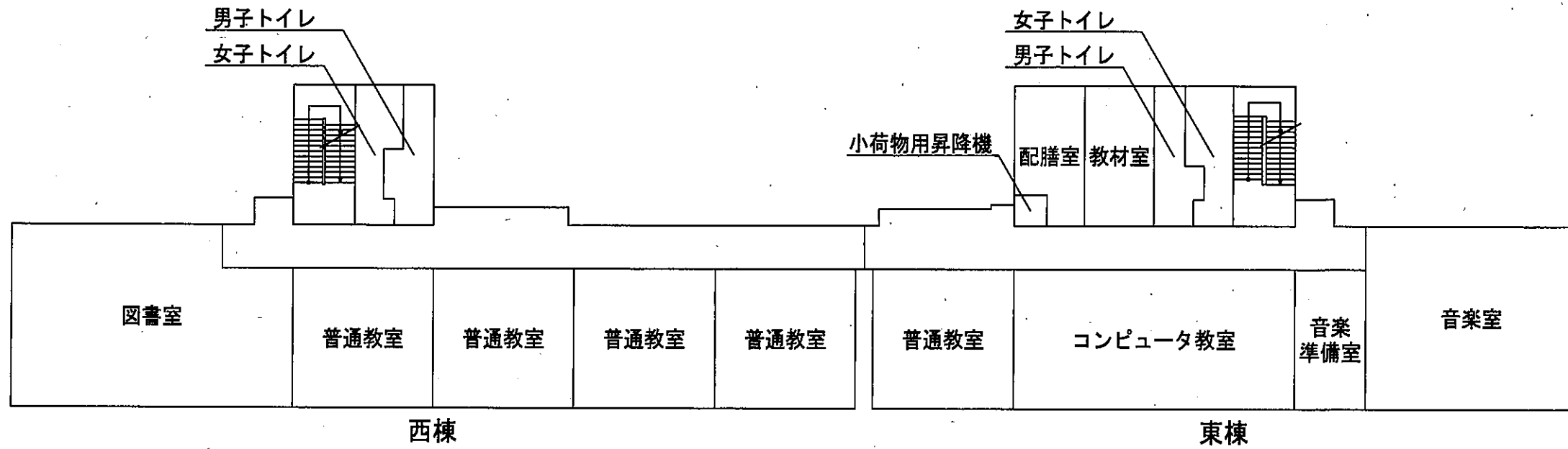
改修後



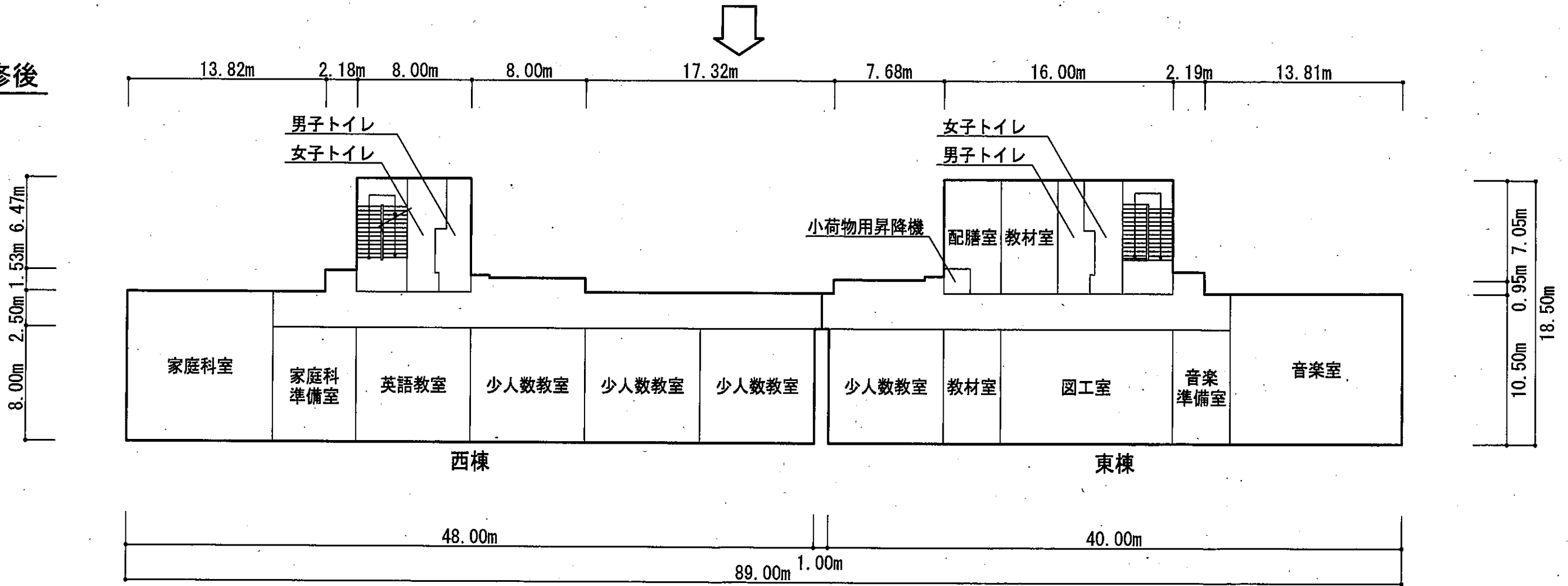
2階床面積 : 1,179.14㎡

平面図(3階)

改修前



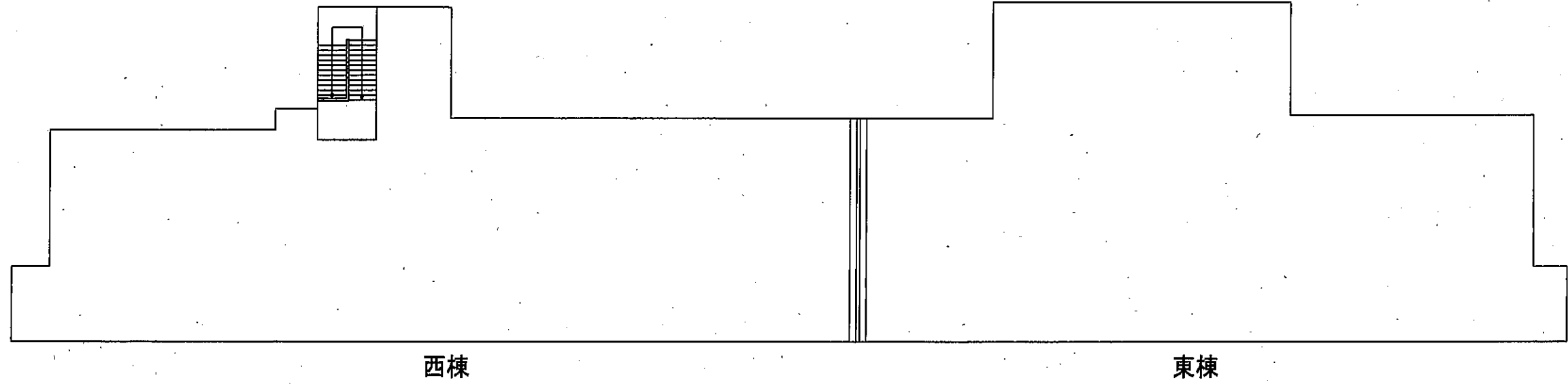
改修後



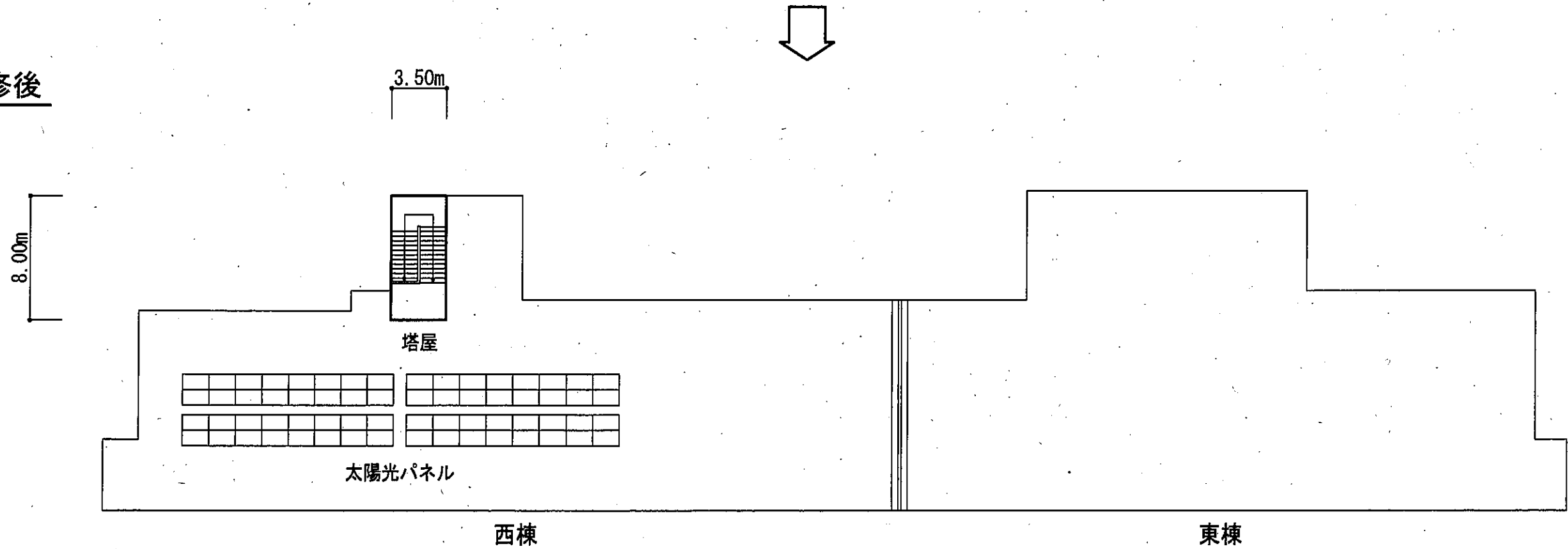
3階床面積 : 1,175.89㎡

平面図(屋上)

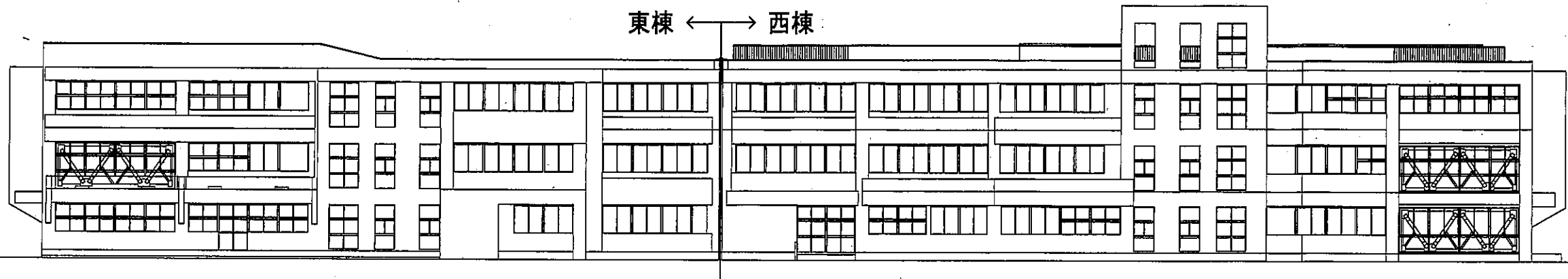
改修前



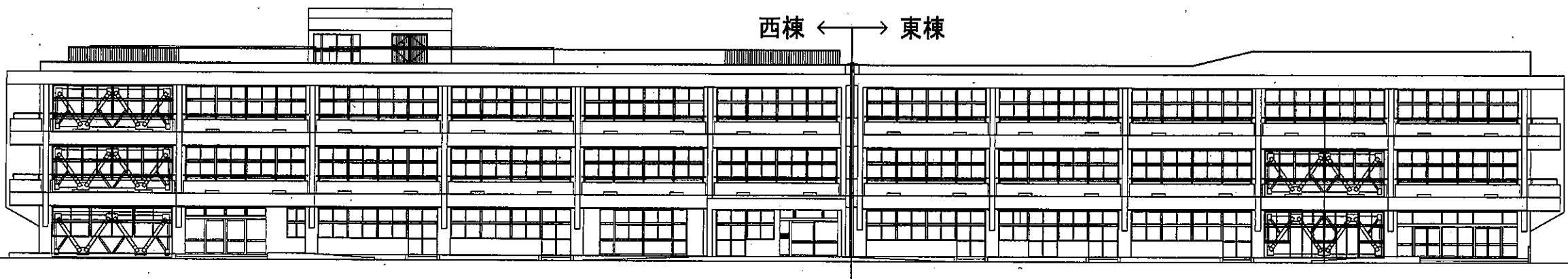
改修後



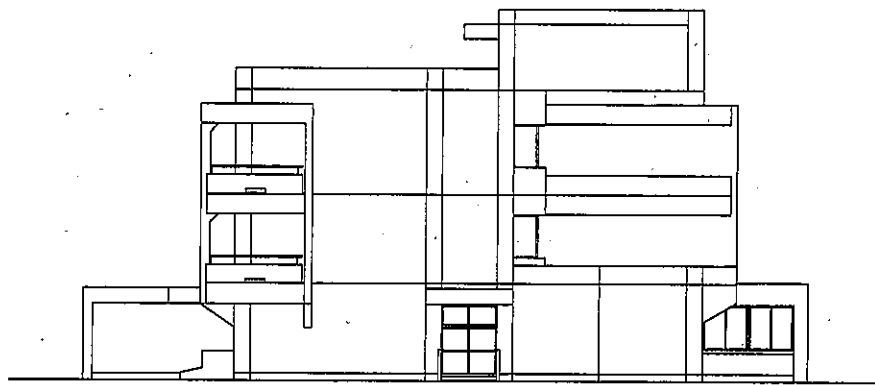
塔屋床面積：29.20㎡



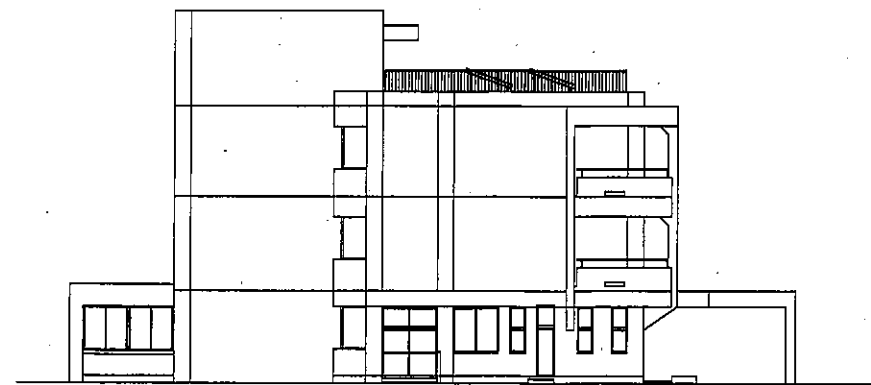
北側立面図



南側立面図



東側立面図



西側立面図



議案第12号

成田市立玉造小学校長寿命化改修工事（電気設備工事）請負契約の締結
について

下記のとおり契約を締結する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 成田市立玉造小学校長寿命化改修工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 242,440,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市松崎264番地
株式会社平野電設
代表取締役 平 野 伸 一



議案第13号

成田市立玉造小学校長寿命化改修工事（機械設備工事）請負契約の締結
について

下記のとおり契約を締結する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 成田市立玉造小学校長寿命化改修工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 192,500,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市東町776番地3
株式会社中央設備
代表取締役 浅 沼 博 澄



議案第14号

訴えの提起について

着服生活保護費返還請求事件について、次のとおり千葉地方裁判所佐倉支部に対し、訴えを提起する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

1 訴えの相手方(被告)
千葉県成田市在住 男性

2 事件の概要

未返還の着服生活保護費について、令和4年7月26日に佐倉簡易裁判所に対し支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがなされたため、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行した。

3 訴えの趣旨

被告は、原告成田市に対し、未返還の着服生活保護費5,623,025円並びに内金20,000円に対する令和3年5月1日から完済に至るまで約定の年5パーセントの割合による遅延損害金及び内金5,603,025円に対する同年6月1日から完済に至るまで約定の年5パーセントの割合による遅延損害金を支払え

との判決及び仮執行の宣言を求める。

4 訴訟追行の方針

- (1) 成田市職員を指定代理人に選任して訴訟を迫行する。
- (2) 本件訴えの提起について、その目的達成に必要な場合は、本件に関し新たに訴えを提起し、又は変更することができる。
- (3) 第1審及び第2審の判決の結果必要な場合は、上訴する。

議案第15号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる 団体の名称	指定の期間
下方青年館	下方区	令和5年4月1日 から令和10年3 月31日まで
大竹青年館	大竹区	
新妻青年館	新妻区	
松崎青年館	松崎区	
台方青年館	台方区	
北須賀青年館	北須賀区	
高青年館	高区	
四谷青年館	四谷区	
名木西青年館	名木区	
八代多目的研修集会施設	八代区	
堀籠多目的集会施設	堀籠区	
津富浦第二多目的集会施設	津富浦第二区	
川栗地区区民館	川栗区	
成田地区東部区民館	東町区	
中台1丁目2番地自治会集 会所	中台1丁目2番地自治会	
小浮集会施設	小浮区	
高岡集会施設	高岡区	
青山集会施設	青山区	
大和田集会施設	大和田区	
小野集会施設	小野区	
野馬込集会施設	野馬込区	
御林集会施設	御林区	
つつじヶ丘集会施設	つつじヶ丘区	
鎌部集会施設	鎌部区	
青山新田集会施設	青山新田区	
猿山集会施設	猿山区	
日豊団地集会施設	日豊団地区	
高集会施設	高区	
七沢集会施設	七沢区	
成井集会施設	成井区	
倉水集会施設	倉水区	
外記林集会施設	外記林区	
ビバランド集会施設	ビバランド区	

名木集会施設	名木区
中里・冬父集会施設	中里区
芦ヶ場集会施設	芦ヶ場団地区



議案第16号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田市第一駐車場、成田市第二駐車場及び成田市第三駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称
成田商工会議所
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議案第17号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田市豊住ふれあい健康館及び成田市北羽鳥多目的広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
豊住ふれあい健康館等管理運営委員会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議案第18号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小泉一成

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる 団体の名称	指定の期間
豊住第1スポーツ広場	豊住地区体育協会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
豊住第2スポーツ広場		
久住第1スポーツ広場	久住地区青少年健全育成会	
久住第2スポーツ広場	小泉青少年健全育成会	
公津スポーツ広場	公津地区青少年健全育成協議会	
中郷スポーツ広場	中郷地区青少年健全育成協議会	
八生スポーツ広場	八生地区青少年健全育成協議会	
遠山スポーツ広場	遠山地区ファミリースポーツクラブ	
ニュータウンスポーツ広場	成田ニュータウンスポーツ連盟	
三里塚記念公園内のテニスコート	遠山地区ファミリースポーツクラブ	
外小代公園内のテニスコート	成田ニュータウンスポーツ連盟	
神宮寺公園内のテニスコート 及び運動広場		

議案第19号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小泉一成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田クリーンヒル多目的広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
成田市吉倉管理組合
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
八富成田斎場
- 2 指定管理者となる団体の名称
成田市吉倉管理組合
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議案第21号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小泉一成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
いずみ聖地公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
いずみ聖地公園管理組合
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議案第22号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小泉一成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
ペット火葬場
- 2 指定管理者となる団体の名称
成田市吉倉管理組合
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議案第23号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月25日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
ペット墓地
- 2 指定管理者となる団体の名称
いずみ聖地公園管理組合
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

